町連イベント委員会設置要綱

(名称)

- 第1条 本会は、町連イベント委員会(以下「イベント委員会」という。)と称する。 (目的)
- 第2条 イベント委員会は、町内会の活性化及び加入促進を図るために、子どもから 高齢者まで誰もが参加し、交流できるイベントを企画・運営し、町内会の魅力を再 発見するとともに、より多くの人々に十和田市の良さを伝えることを目的とする。 (組織)
- 第3条 イベント委員会は、委員10人以内をもって組織する。
- 2 委員は、<u>概ね 20 歳から 50 歳まで</u>の者を公募により募集するものとし、町内会 連合会会長(以下「会長」という。)が委嘱する。

(役員)

- 第4条 イベント委員会に次の役員を置く。
 - (1) 委員長 1人
 - (2) 副委員長 2人
- 2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選により選出する。

(役員の職務)

- 第5条 委員長は、会務を総理し、本会を代表する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が定めた順位により、その職務を代理する。

(委員及び役員の任期)

第6条 委員及び役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(会議)

- 第7条 イベント委員会は、必要に応じて招集し、次の事項を審議する。
 - (1) イベントの企画・運営に関する事項
 - (2) 要綱の改廃に関する事項
 - (3) その他重要な事項

(議事)

- 第8条 前条の会議は委員長が招集し、その議長となる。
- 2 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長がこれを決する。 (謝礼)
- 第9条 委員には、年度の最後の会議時に謝礼を支給する。

(経費)

第10条 イベント委員会の経費は、町内会連合会の事業費、賛助金、その他の収入 をもって充てる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、イベント委員会の運営に関し必要な事項は、 会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(組織)

- 第3条 イベント部会は、部会員10人以内をもって組織する。
- 2 部会員は、<u>概ね 20 歳から 50 歳まで</u>の次に掲げる者のうちから町内会連合会会 長(以下「会長」という。)が委嘱する。
 - (1) 町内会関係者
 - (2) 地域コミュニティ関係者
 - (3) PTA関係者
 - (4) 公募により選定された者
 - (5) その他会長が必要と認める者 (役員)
- 第4条 イベント部会に次の役員を置く。
 - (1) 部会長 1人
 - (2) 副部会長 1人
 - (3) 会計 1人
 - (4) 監事 1人

(役員の職務)

- 第5条 部会長は、会務を総理し、本会を代表する。
- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは会務を代行する。
- 3 会計は、イベント部会の会計事務を行う。
- 4 監事は、イベント部会の会計を監査する。

(部会員及び役員の任期)

第6条 部会員及び役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(会議)

- 第7条 イベント部会は、必要に応じて招集し、次の事項を審議する。
 - (1) イベントの企画・運営に関する事項
 - (2) イベントの予算及び決算に関する事項
 - (3) 要綱の改廃に関する事項
 - (4) その他重要な事項

(議事)

- 第8条 前条の会議は部会長が招集し、その議長となる。
- 2 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長がこれを決する。 (謝礼)
- 第9条 会議に出席したときは、会議出席ごと又は一括して謝礼を支給する。 (経費)
- 第10条 イベント部会の経費は、町内会連合会の事業費、賛助金、その他の収入を もって充てる。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

【イベント部会の目的と目標】

「目的」:(ありたい姿・理想とする最終到達点)長期的なもの 町内会の活性化と町内会の加入促進

「目標」:(目的という最終ゴールに向けて設定される小さな指標)短期的なもの 町内会連合会に若者(20歳~50歳)で構成する「活性化イベント部会」を設置 し、各種イベントの企画・運営を行う。

(主要な取組)

- ・気軽に参加してもらうための仕掛けづくり
- ・若い世代や他団体と協力したイベントの企画運営
- ・若い世代へのPRと連携
- ・子どもや子育て世代に対する取組

(具体的な例)

- ・若い世代に企画から運営までをすべて任せて、若い世代も参加しやすいイベント を開催⇒加入のきっかけづくり
- ・若い世代に参加してもらうことで、地域への愛着、新しいアイデアが生まれる⇒ 参加者の拡大につながる
- ・若い世代と連携することで、イベントに気軽に参加してもらいながら町内会活動を知ってもらう⇒加入につなげる
- ・子育て世代に対して、子どものイベントなどを開催⇒<u>加入のきっかけづくり</u>
- ・子どもの頃から町内会活動に触れたり、知ってもらい町内会が身近な存在になり必要性も認識される⇒将来的な加入促進につながる
- ・学校等と連携したイベントの開催⇒子どもの町内会活動への参加の機会となるほか、保護者の町内会活動への理解、協力につながる
- ・学校やPTAなどを通した情報提供⇒町内会活動への<u>子どもの参加意識の醸成</u> につながる

《青年とは》

- 青春期の男女。<u>10 代後半から 20 代の、特に男子をいうことが多い</u>。<u>若さを強調する場合には 30 代にもいう</u>。
- ・青年は、<u>若者、若い世代、若年層などとも言われ、男性及び女性に対して使用される</u>。
- ・年齢の区切り方:「幼年」O~4歳、「少年」5~14歳、<u>「青年」15~24歳</u>、「壮年」 25~44歳、「中年」45~64歳、それ以上は「高年」と定義する。

(気軽に参加してもらうための仕掛けづくり)

・加入者、未加入者に限らず、地域の皆さんに気軽に参加してもらう場や機会、仕組 みをつくる。

(若い世代や他団体と協力したイベントの企画運営)

- ・若い世代に企画から運営までをすべて任せて、若い世代も参加しやすい行事が開催されることで、加入のきっかけをつくる。
- ・若者に企画段階から参加してもらうことで、若者の地域への愛着、新しいアイデア が生まれ参加者の拡大にもつながる。
- ・PTAや地域の子ども会と連携して企画して、子どもから大人まで幅広く交流する機会づくりのアイデアを出し合う。

(若い世代への P R と連携)

・若い世代には、町内会が行っていることやその必要性などが十分に伝わっていないため加入していないとか、また、何をやっているのかわからないため敷居が高く感じていることもあります。町内会行事に気軽に参加してもらいながら町内会活動を知ってもらい、加入につなげていくことができるかもしれません。

(子どもや子育て世代に対する取組)

- 子育て世代に対しては、子どものイベントなどを通して町内会に加入してもらう きっかけをつくる。
- ・また、子どもの頃から町内会活動に触れたり知ったりすることで、町内会が身近な存在となるとともに必要性も認識されることで、将来的な加入促進の取組として 重要となる。
- ・学校等と連携した取組は、子どもの町内会活動への参加の機会となるほか、保護者 の町内会活動への理解、協力にもつながる。
- ・また、学校やPTAなどを通した情報提供は、町内会活動への子どもの参加意識の 醸成にもつながる。